



議案第 五 号

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する

条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

原案可決

議案可決

昭和五十五年三月廿二日

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
 特別職の職員で非常勤のもの
 の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
 特別職の職員で非常勤のもの
 の報酬及び費用并償に関する条例
 (昭和四十五年三朝町条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中(一)を次のように改める。

(一) 報酬

区 分	報 酬 の 額
監 査 委 員	議会の議員のうちから選任された委員 月 額 一六二〇〇円 知識経験を有する者の中から選任された委員 月 額 一六一〇〇円

投票管理 者	選挙 長	選挙管理 委員会 委員	選挙管理 委員会 委員 長	固定資産 評価審査 委員 会委員	農 業 委 員			教 育 委 員		
					委員	会長 職務代理 者	会 長	委員	委員 長職務代 理者	委 員 長
日 額	一 回につき	日 額	日 額	日 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
五 〇〇〇 円	五 〇〇〇 円	四 〇〇〇 円	五 四〇〇 円	三 六〇〇 円	一 七九〇 〇円	二 〇一〇 〇円	二 七九〇 〇円	一 七九〇 〇円	二 〇一〇 〇円	二 七九〇 〇円

区分	報酬の額
開票管理者	一回につき 五〇〇〇円
投票立会人	日額 四〇〇〇円
開票立会人	一回につき 四〇〇〇円
選挙立会人	一回につき 四〇〇〇円
社会教育指導員	月額 五、〇〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 三、六〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 三、六〇〇円

別表(二)中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。